

# 公的研究費等 不正使用防止計画

株式会社 Rivercrotech

制定日：令和 8 年 6 月 1 日 / 施行日：令和 8 年 6 月 29 日

## 1. 目的

本計画は、「公的研究費の管理・運営に関する規程」第 11 条に基づき、当社における研究費の不正使用を発生させる要因を把握し、これに対応する具体的対策を定めることを目的とする。

## 2. 推進体制

統括管理責任者及び防止計画推進部署：代表取締役 川越 敏昌。本計画は、内部監査の結果やリスクが顕在化した事案の状況等を踏まえ、年 1 回以上点検し、必要な見直しを行う。

## 3. 当社の特性に基づくリスクと対策

- (1) 発注者と検収者が同一になりやすい → 検収は発注者（代表）以外の会計責任者が実施。困難な場合は抽出による事後の実在性確認（現物・帳簿突合）を行う。
- (2) 事務処理が代表に集中し牽制が働きにくい → 内部監査を、当該研究費に利害関係のない外部監査担当者が実施。会計書類の形式的要件チェックを含む。
- (3) ルールの理解不足 → コンプライアンス教育の受講と誓約書の徴取。ルールを明文化し周知。
- (4) 取引業者との癒着 → 業者への処分方針の明示、必要に応じ誓約書の徴取。
- (5) 特殊役務（プログラム開発等）の検収が形骸化 → 成果物・完了報告書による確認、内容を確認できる専門家によるチェック。
- (6) 出張・旅費の重複・水増し → 用務・訪問先等が確認できる報告書による確認。
- (7) 換金性の高い物品の私的流用 → 研究費購入の明示と所在記録による管理。

## 4. 年間の主な取組

期初：本計画及び関係規程の確認・周知、誓約書の徴取。

通年：発注・検収・支払の証憑管理、ルールに基づく執行。

期末：外部監査担当者による内部監査の実施、結果に基づく是正。

随時：相談・通報窓口の運用、研究倫理・コンプライアンス教育の受講。

## 附則

本計画は、令和8年6月1日に策定し、令和8年6月29日から実施する。